

処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 等 名	道路交通法
根 拠 条 項	第90条第6項
処 分 の 概 要	運転免許の取消し
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	道路交通法 第90条第2項（免許の拒否等）
処 分 基 準	運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先	交通部運転免許課意見聴取係（電話06-6908-9121 内線331）
備 考	